

税 補助金

防災用品あつせん

私立幼稚園等園児の保護者に補助金

私立幼稚園等へ通っているお子さん(3歳〜5歳児)の保護者の保育経費の負担軽減のため、補助金を交付します。

補助金の種類①就園奨励費補助金②保護者負担軽減補助金

本市に住民登録があり、幼稚園等に保育料を納めている方※施設型給付を受けている幼稚園・認定こども園に、1号認定で通園している場合は、すでに保育料内に①が含まれているため②のみ

申請書を園へ提出

申請書配布主な幼稚園等で。まだ受け取っていない方は、6月27日(木)までに子ども子育てサービス課(市役所第2庁舎)へ

コンビニエンスストアでの証明書交付の停止

メンテナンスに伴うネットワーク停止のため、コンビニエンス

自治会・町内会が設置する集会場・掲示板に対する補助制度

自治会・町内会が設置する集会場・掲示板の修繕等の費用の補助を下表のとおり行います。6月17日(月)〜7月16日(火)午前9時〜午後5時(正午〜午後1時を除く)に申請書などを協働コミュニティ課(本町4-1-9本町クリスタルビル4階)へ

集会場・掲示板の対象経費と補助金額

Table with 2 columns: 対象経費 (対象経費), 補助金額 (補助金額). Rows include 集会場 (集会场) and 掲示板 (掲示板) with specific cost categories and amounts.

→協働コミュニティ課☎(042)325-1991

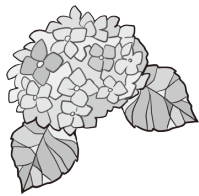
スタアでの各種証明書の交付サービスが停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

停止期間 7月6日(土) ↓市民課(内38) / 課税課(内324) / 納税課(内551)

国民健康保険税の納税通知書を郵送

平成31年度の国民健康保険(国保)納税通知書を7月中旬に郵送します。納付回数8回(7月〜令和2年2月の各月)です。納期内の納付にご協力をお願いします。

国保税の納付には、納め忘れない口座振替が便利です。また、バーコードが付いている納付書では、コンビニエンスストア・モバイルレジでも納付できます。休日・夜間も納付できるので、ご利用ください。



↓保険年金課(内314)

介護保険負担限度額の認定更新

現在、介護保険負担限度額の認定を受けている方の有効期限は、7月31日(水)までです。認定者全員に申請書を6月下旬に郵送しますので、早めに更新の手続きをしてください。

個人事業者の方へ 事業系ごみ手数料 減免制度

市指定有料袋を、対象者に無料交付します。

7月1日(月)現在、次の①〜④すべてに該当する個人事業者①住所と事業所が市内②前年の所得が270万円以下③事業主を含め従業員数が5人以下で、継続して1年以上営業している④市指定有料袋の年間使用枚数が160枚以上と認められる※有有限会社・株式会社などの法人事業者の方

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月〜金曜日午前8時30分〜午後5時(正午〜午後1時を除く)の受付となります。

今月の市税

Table with 2 columns: 税目 (Tax Item), 納期限 (Due Date). Rows include 市・都民税(第1期) and 国民健康保険税(随時課).

お近くの金融機関などで納付をお願いします(ゆうちょ銀行(郵便局)では納期限後は納付できません) / 市税を納付いただくときは、税目・期別を確認してください / 市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください / バーコード、確認番号などが付いている納付書はコンビニエンスストア・モバイルレジ・クレジットカード(インターネット利用)でも納付いただけます(納期限まで)。詳しい納付方法はお問い合わせください

休日納税窓口

市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたものに限り、負担金・使用料なども納付できます。また、納税相談もできます。

Table with 2 columns: 日時 (Date/Time), 場所 (Location). Row includes 6月30日(日) 午前8時30分〜午後5時, 納税課(市役所第1庁舎)

→納税課(内553)

災害・防災

災害協定を締結しました

災害時における避難所の生活環境の向上のため、4月1日にNPO法人ボランティア・アイキテックス・ネットワークと簡易間仕切りシステムの供給に関する協定を締結しました。市ではこれまでも避難生活への対策を行っており、本協定で災害関連死対策の強化を図ることができました。

↓防災安全課(内220)

防災用品販売業者を あつせんしています

感震ブレーカーや家具転倒防止器具・備蓄食料、非常持ち出し品などを定価より安く購入で

今月の保険料

今月は次の保険料の納期です。介護保険料(過年度分) 後期高齢者医療保険料(過年度分)

納期限 7月1日(月)

※本市に転入してきた方 / 所得に変更があり、保険料が増額した方など

Table with 3 columns: 保険料名 (Insurance Name), 介護保険料 (Nursing Insurance), 後期高齢者医療保険料 (Late Elderly Medical Insurance). Rows include 高年齢福祉課(いずみプラザ内) and 保険年金課(市役所第1庁舎).

※6月中旬に納付書を郵送。年金天引きの方は6月14日(金)に天引き

平成31年度市民税・都民税納税通知書、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送

平成31年度市民税・都民税が課税になる方へ、普通徴収(個人払い)の方には市民税・都民税の納税通知書を、公的年金から特別徴収(天引き)される方で、普通徴収で納める税額のない方には公的年金特別徴収税額決定通知書を、6月6日に発送しました。

納税通知書などが届いた方で、市民税・都民税の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。なお、税務署へ確定申告書を提出済みの場合は、市民税・都民税の申告は不要です。申告がお済みの方でも、所得控除の追加などがある場合は、最長で過去5年さかのぼって税額を減額する申告ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

所得税を減額する手続き = 立川税務署☎(042)523-1181 各種控除の適用条件など = 課税課

平成31年度市民税・都民税の主な税制改正

配偶者控除の改正

- 納税義務者本人の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用がなくなります
○納税義務者本人の合計所得に応じて、控除額が変わります(右表参照)

配偶者特別控除の改正

- 配偶者の前年合計所得の上限が76万円未満から123万円以下に引き上げられます
○納税義務者本人の合計所得に応じて、控除額が変わります(右表参照)
※改正前と同様に合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除は適用されません

→課税課(内328)

配偶者控除・配偶者特別控除の改正

Table with 4 columns: 配偶者の合計所得金額 (Spouse's Total Income), 納税義務者(扶養する人)の合計所得 (Taxpayer's Total Income), 900万円以下 (Under 900,000), 900万円超〜950万円 (Over 900,000 to 950,000), 950万円超〜1,000万円 (Over 950,000 to 1,000,000). Rows include 配偶者控除 (Spouse Deduction) and 配偶者特別控除 (Spouse Special Deduction).